

## 平成28年10月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月25日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	小倉 伸一
//	2番	橋口 好文
//	3番	瀬川 寅夫
//	5番	石寺 政和
//	6番	岩本 延男
//	7番	浦口 幸夫
//	9番	日高 仙三
//	10番	中村 正幸
//	11番	河本アツミ
//	12番	南 重徳
//	13番	古田 洋美
//	14番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 非農地証明願いについて  
議案第3号 あっせんについて  
議案第4号 荒廃農地の非農地の判断について  
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

定刻になりましたので、10月の定例総会を開会いたします。

それでは会長に挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さま、おはようございます。

本日は、お忙しい中、出席をいただきありがとうございます。

やっと、秋らしい天気となり、農家では、さつまいもの収穫が最盛期を迎え農作業に忙しい毎日のことと思います。

さて、農地利用状況調査を終了し、来月には先進地視察研修が予定されております。新しい農業委員会体制に向けて、実りある研修となるよう皆様の参加をよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、10月の定例総会を開催いたします。

始めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。

議事録署名委員には、8番日笠山委員と9番日高委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。まず始めに資料の訂正をお願いいたします。

番号1についてですが、総会資料発送後に申請人より訂正の申し出があり、対価を10万円と記載しておりますが、これを5万円に訂正をお願いいたします。

それでは説明いたします。今月は、所有権移転2件の申請がありました。

1番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積1,093平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。古田平松地区です。台帳現況地目畑の1筆で面積1,192平米を贈与により所有権移転するものです。

以上、本件1番から2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま、事務局のほうから報告がありました。

担当委員の報告ということで整理番号1番が私の担当ですので、説明、報告をしたい  
と思います。

○4 番委員

10月22日、譲受人の父親が現地立ち会いのもと確認をいたしました。

この畑は昔、この人の祖父が財産を全部の子供に少しずつ分けてやるということで、  
畑自体には、境界も何もありません。何十年も前から譲受人がずっと耕作をしていた  
んですけれども、名義人の譲渡人の方は、お父さんといとこの間柄でして、いとこさん  
のお父さんが亡くなる前から田舎に畑があっても仕方がないので、耕作をしてもらって  
いる譲受人の方に名義を変えられるうちに変えるよう頼まれたので今回の申請になった  
ところです。

この対価がちょっと安いんですけれども、これももう本当はお金は要らないというこ  
とだったんですけれども、話し合いの結果5万円ということになりました。

以上です。審議方よろしくお願ひいたします。

○6 番委員

はい、6番です。

農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2番について説明します。

昨日、譲受人の立ち会いのもと現地調査をしました。

申請地は、古田の平松地区にある農地1,192平米の畑ですが、現在、ピーマン、  
なすを収穫をしている状況でした。

譲受人は譲渡人の孫で、昨年農業大学校を卒業しまして、園芸を中心に頑張っている  
若手の農家であります。

作業のほうも園芸仲間と共同作業をしておりますので、機械等のことは心配はないと  
いうことでした。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。

ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員のほうから説明がありました議  
案第1号について質疑のある方は挙手をお願いします。

○2 番委員

はい、2番です。番号2の譲受人ですけど、この方は、青年就農給付金をもらって  
いるのいるのでしょうか。

○6 番委員

はい、もらっています。

○2 番委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長

他に質疑のある方はいませんか。 (異議なし)

はい、異議なしの声がありましたので採決をいたします。

議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

#### ○議長

続きまして議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。

資料は2ページです。まず始めに資料の訂正をお願いいたします。

番号3についてですが、総会資料発送後に取り下げの申請がありましたので削除をお願いいたします。

それでは説明いたします。1番です。中割万波地区です。

台帳地目は畑ですが、昭和63年4月頃から耕作せず、現在山林となっています。

交付基準1（イ）に基づいた申請です。

2番です。古田平松地区です。台帳地目は畑ですが、昭和40年6月頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

3番については、削除です。以上で説明を終わります。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。

これにつきましては、昨日現地調査が行われております。

調査委員のみなさん本当に御苦労さまでした。それでは、調査委員長の報告をお願いします。

#### ○8番委員

はい、8番です。合同調査の報告をいたします。

昨日、事務局より日笠山局長、内田さん、7番浦口委員と8番の私、また担当委員の6番岩本委員とで現地調査を行いました。

1番ですが、安城の字三本五葉4筆になっていますが、現況は1筆で写真でわかるとおり現在山林です。

昭和63年頃から耕作しておらず、29年ほど経過しているという感じで杉を植林されたみたいですが、ほとんど雑木が大きくなって、杉の木もあんまりものにならないような杉でした。道もないようなところで、明らかに非農地として認めていいんじゃないかという意見の一致をみました。

次に、整理番号2です。番号2は古田の平松から七番をさかのぼったところを右に曲がったところの山でしたが、先ほど3条申請の番号2と同じ申請人とお孫さんという関

係で、案内人はお孫さんが来まして、新規就農者の 21 歳の孫さんでしたが、ここはもう、50 年以上経っており、ほとんど山林でした。申請人が耕作してる畑に隣接する山となっております。ここも非農地として妥当なんじゃないかという意見の一致をみましたので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは担当委員の報告をお願いします。

○6 番委員

はい、6 番です。

整理番号の 1 番、2 番について、ただいま調査委員長から説明がありましたが、説明のとおりであります。他に何もありません。

○議長

はい、ただいま事務局また調査委員長並びに担当委員の説明がありました。

これについて、質疑のある方挙手をお願いします。

(異議なし)

○議長

はい、異議なしの声がありました。それでは採決をいたします。

議案第 2 号「農地証明願いについて」は非農地として承認することに賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。

全員の賛成でありますので、議案第 2 号「非農地証明願いについて」は非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第 3 号「あっせんについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 3 号「あっせんについて」を説明いたします。資料は 3 ページです。

今月のあっせん申出は「貸したい」の申し出が 1 件でした。

3 ページ上段、「貸したい」の申し出です。場所は、現和浅川地区の畑 3 筆、合計面積 4,025 平米です。さとうきびの収穫後に貸付希望ですが、牧草は不可です。畑かん設備があるため、水代については借人負担でお願いします。

あっせん委員は 7 番浦口委員と 10 番中村委員にお願いいたします。以上です。

○議長

はい、ただいま事務局のほうから説明がありましたように「貸したい」の申し出が 1 件です。質疑のある方は挙手をお願いします。(異議なし)

はい、異議なしの声がありましたので、あっせん委員になられた方はよろしくお願いたします。

○議長

続きまして議案第4号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号、荒廃農地の非農地の判断についてです。資料は4ページから11ページです。今月は142筆、合計面積190,877平米を提案させていただいております。  
担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかを御報告ください。  
以上です。

○議長

はい、それでは担当委員の調査報告をお願いします。

○8番委員

はい、8番です。1から2は原野です。

○12番委員

12番です。

3は山林で、4が畑、5から6が山林、7から8が原野、9から10が山林、11から12が原野、13から14が山林、15が原野、16から18が山林、19から20が原野、21から23が山林、以上です。

○13番委員

はい、13番です。

24が畑、25から33までが原野、34が山林、35が原野、36が田、37から38が山林、39が原野、40から41が山林、42が田、43から44が原野、45が山林、46から48が原野、49が田、50から51が山林、52から54が原野、55から61までが山林、62から63が畑、64から65が原野、以上です。

○14番委員

14番です。

66から75が原野、76から78が山林、79から80が原野、81から89が山林、90が畑、91から97が原野、98から99が山林、100が原野、101から115までが山林、116が原野、117から119が山林、120が原野、121が山林、122から126が原野、127から134が山林、135から139が原野、140から142番が山林、以上です。

○議長

はい、ただいま事務局並びに委員の方から説明がありました。  
これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

はい、無いようですので、ただいまの報告のとおり決してよいか承認する方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。

全員の賛成でありますので、議案第4号については、委員報告のとおり非農地として

承認し所有者に非農地通知を発行いたします。

#### ○議長

続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成28年11月1日から平成33年10月31日の5年間、地目畑、面積9,470平米、内更新分5,470平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。

2段目です。期間が平成29年2月1日から平成35年1月31日の6年間、地目畑、面積3,720平米、内更新分3,720平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成28年11月1日から平成36年10月31日の8年間、地目田、面積4,899平米、内更新分0平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については、1の2ページを、詳細については1の3ページから1の6ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。本日差しかえの資料を委員の皆様にお渡ししております。資料が遅れたことをおわび申し上げます。

また、通常であれば10期③という形で作成するところですが、今回は、申請件数が非常に多いということで、その地域ごとと個人申請の利用集積計画をそれぞれ分けてありますので、ちょっと見づらいかもしれませんけれども、よろしく願いいたします。

それではまず、庄司浦地区分の28年10期③の1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成28年12月1日から平成33年11月30日の5年間、地目畑面積14,228平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成28年12月1日から平成38年11月30日の10年間、地目畑、面積114,507平米、利用権の設定をする者13人、受ける者1人です。

内訳については3の1の2ページを、詳細については3の1の3ページから3の1の17ページをごらんください。

続きまして、武部地区の分の3の2の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成28年12月1日から平成33年11月30日の5年間、地目田、面積3,688平米、地目畑、面積25,740平米、合計面積29,428平米、利用権の設定をする者3人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成28年12月1日から平成38年11月30日の10年間、地目田、面積6,330平米、地目畑、面積208,927平米、合計面積215,257平米、利用権の設定をする者44人、受ける者1人です。

内訳については3の2の2ページから3の2の5ページを、詳細については3の2の

6 ページから 3 の 2 の 52 ページをご覧ください。

続きまして、安城地区の分の 3 の 3 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。期間が平成 28 年 12 月 1 日から平成 38 年 11 月 30 日の 10 年間、地目畑面積 175,204 平米、利用権の設定をする者 30 人、受ける者 1 人です。

内訳については 3 の 3 の 2 ページから 3 の 3 の 4 ページを、詳細については、3 の 3 の 5 ページから 3 の 3 の 39 ページをご覧ください。

続きまして、地域集積協力金の対象となるもの以外で個人が申請を行っている分です。

3 の 4 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。期間が平成 28 年 12 月 1 日から平成 33 年 11 月 30 日の 5 年間、地目田、面積 1,355 平米、地目畑、面積 15,543 平米、合計面積 16,898 平米、利用権の設定をする者 2 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が平成 28 年 12 月 1 日から平成 38 年 11 月 30 日の 10 年間、地目田、面積 10,614 平米、地目畑、面積 166,504 平米、合計面積 177,118 平米、利用権の設定をする者 11 人、受ける者 1 人です。

内訳については 3 の 4 の 2 ページから 3 の 4 の 3 ページを、詳細については 3 の 4 の 4 ページから 3 の 4 の 19 ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

来月の総会には地域集積として、古田地区、伊関浜脇地区、安納地区、その他が提案される予定となっております。

以上で説明終わります。委員の皆様の御審議よろしく申し上げます。

#### ○議長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。

まず始めに、利用権の設定、整理番号 1 番から 4 番について審議をいたします。

なお、整理番号 1 番につきましては、13 番委員が利用権の設定を受ける者になっております。このことについては、農業委員会法第 31 条の議事参与制限に該当することから、2 分割して審議をいたします。

まず始めに、整理番号 1 番について審議をいたします。審議の間、13 番委員の退席をお願いします。

それでは、担当委員の報告をお願いします。

#### ○5 番委員

はい、5 番です。

10 月 20 日に設定をする者と現地調査を行いました。利用権を設定する者は土地持ち非農家でございます。また受ける者はさとうきびを中心に栽培する認定農家でございます。字が 2 カ所に分かれております。面積 5,470 平米でございます。契約年数、借地料も前回と同じでございます。更新ということで、何ら問題はないと思います。以上です。



○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、整理番号1番について、質疑のある方挙手をお願いいたします。

(異議なし)

はい、異議なしということですので、それでは採決をいたします。

利用権の設定1番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、利用権の設定1番については、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。13番委員の入室を許可します。

○議長

続きまして、利用権の設定、整理番号2番から4番につきまして審議をいたします。

順次担当委員の説明をお願いします。

○5番委員

はい、整理番号2についてご報告いたします。

同じく20日の日に設定をする者と現地調査を行いました。設定する者は、さとうきびを5反ほど作っておりますが、規模縮小のために貸したいとのございました。

設定を受ける者は、2年ほど前に新規就農者となりまして、頑張っている若者でございます。今回の圃場は台帳は2筆となっておりますが、現況は1枚となっております。

また、今回の圃場には、バレイショを栽培したいということがございます。まだ独身と言う事で、畑も荒らさないようにと一言注意をしておきました。以上です。

○7番委員

7番です。整理番号3につきまして、現地調査の報告をいたします。

貸人借人ともに上之町の方で、貸人が高齢のため離農という事で、借人で上之町の認定農家の方に貸すということです。借賃は、1の5ページにもありますが、年間米35キロを8俵で貸すということです。現地は、現和の湊川沿いで、地元では西俣浦と呼ばれるところであります。

続きまして、番号4について説明したいと思います。浅川地区内の畑1筆、3,728㎡の再契約の更新です。貸人は、浅川出身で現在は、霧島市の福山町に住んでおられる方です。借人は庄司浦の認定農家の方です。

10月20日に確認しております。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明がありました。

利用権の設定2番から4番について質疑のある方は挙手をお願いします。

それでは採決をいたします。利用権の設定、整理番号2番から4番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、利用権の設定2番から4番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

続きまして利用権の設定の中間管理事業分につきまして審議をいたします。先ほど事務局のほうから説明がありました。これについて、質疑のある方挙手をお願いします。

はい、それでは無いようですので、採決をいたします。

○7番委員

はい、7番です。中間管理事業分の期間は何年でもいいんですか。

○事務局

本来の中間管理機構の設立の観点から、長めに貸すというのが基本原則となってきます。様々な要件により、1年でも設定できる場合もございますので、担当課と協議しながら申請に繋げるようお願いいたします。

○9番委員

その期間のことですけれども、期間が5年の契約のあと相続未登記になってるんですけどそういうのは、特に関係はあるんですか。

○事務局

相続未登記のものについては、持ち分の過半がないと、10年間貸し付けることができません。持ち分全員の同意が得られたときに10年以上でも貸し付けはできるんですけれども、持ち分の過半の2分の1を超える場合には、5年間の貸し付けはできますが10年間の貸し付けができないということになりますので、このような形になっております。


○議長

ほかに無なければ採決をいたします。

利用権の設定、農家へ農地中間管理事業分につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了します。

会 長 脇 田 峰 生 

8番委員 日 笠 山 隆 

9番委員 丹 島 仙 三 